

## 静岡文化芸術大学大学院社会人専門講座受講生規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学大学院学則第42条2の規定に基づき、社会人専門講座受講生（以下「受講生」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (受講資格)

第2条 受講生として志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、外国人である志願者の場合は、受講生となることにより在留資格を得ようとする者を除く。

- (1) 大学を卒業した者またはこれと同等の学力があると認められる者
- (2) 社会人として実務経験があり、学長が特に認める者

### (受講の志願)

第3条 受講生として受講を志願する者（以下「受講志願者」という。）は、所定の期日までに、次の各号に定められた書類により、学長に願い出なければならない。

- (1) 受講申請書
- (2) 履歴書
- (3) 受講希望理由書
- (4) その他指定する書類

2 別に定める履修証明プログラムとして開講される社会人専門講座の履修志願者は、前項に加え、卒業証明書を提出しなければならない。

3 第1項第4号に規定する書類は、研究科において定めることができる。

4 別に定める履修証明プログラムとして開講される社会人専門講座においては、第1項の「受講志願者」を「履修志願者」に、「受講申請書」を「履修申請書」に、「受講希望理由書」を「履修希望理由書」に読み替えて適用するものとする。

### (受講許可)

第4条 学長は、受講志願者があるときは、社会人専門講座を開設する研究科教授会の議を経て、社会人専門講座受講生として受講を許可する。

2 別に定める履修証明プログラムとして開講される社会人専門講座においては、前項の「受講志願者」を「履修志願者」に、「受講を許可」を「履修を許可」に読み替えて適用するものとする。

### (費用の負担)

第5条 受講を許可された者及び別に定める履修証明プログラムとして開講される社会人

専門講座において履修を許可された者は、所定の期日までに別に定める受講料を納付しなければならない。

2 演習、実習等に要する特別な費用は、受講生の負担とすることができる。

(大学院科目等履修生の聴講料の扱い)

第6条 社会人専門講座を受講する者で静岡文化芸術大学大学院における社会人専門講座に関する規程第3条、又は、静岡文化芸術大学大学院における履修証明プログラムに関する規程第3条に基づき、大学院科目等履修生として入学した者が、社会人専門講座又は別に定める履修証明プログラムに含まれる大学院授業科目を単位取得のために受講するときは、これに係る聴講料は徴収しない。

(許可の取り消し)

第7条 受講生として不適当と認められたときは、学長は、研究科教授会の議を経て、許可を取り消すことができる。

(準用)

第8条 静岡文化芸術大学大学院学則中、学生に関する規定は、社会人専門講座受講生に準用する。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し、必要な事項は、教育研究審議会の意見を聴いて学長が定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成27年12月21日から施行する。